

第7回 幹事会の概要

日 時：平成26年12月11日（木）13：00～16：00

場 所：農林水産省 共用第7・8会議室

出 席：関係団体 全国い生産団体連合会 1名、全日本畳事業協同組合 2名、全国い製品卸商業団体連合会 1名、全国畳材料卸商組合連合会 3名、全国畳産業振興会 1名、全日本 JIS 畳床工業協同組合 2名、全日本 ISO 畳振興協議会 3名

：オブザーバー

日本建築士連合会、日本繊維板工業会、押出発泡ポリスチレン工業会、一般財団法人日本規格協会、岡山県畳縁振興会、経済産業省、農林水産省

議事概要：

1 畳類公正競争規約・施行規則案に関する消費者庁との調整について

○畳類公正競争規約・施行規則案(10/10)に関する、消費者庁と3委員長との相談(12/3)について概要報告があり、消費者庁からの確認事項に対する回答案の検討を行った。主な検討結果は以下のとおり。

[第3条]

・畳類の定義について、消費者からみて分かりやすいように表現及び順序の見直しを行うこととした。

[第4条第2項]

・事業者の定義として、協議会の構成団体の所属者は規約の参加者となることとした。なお、本件について問題がないか、各団体内で確認することとした。

・事業者の定義のうち、第4条第2項第4号について、具体例を削除し、「前3号の者に依頼して畳及び薄畳を販売（表替え、裏返しを含む）を行う者」と表現を修正することとした。

[第5条]

・広告について、必要表示事項は規約に明記するが、それ以外の任意表示は元々可能であるため、任意表示事項である「ランク」については規約から削除することとした。

[第7条]

・現在の規約案では、納入時の納入仕様書の発行のみ義務化しているが、規約の本来の目的である消費者の商品選択に資するため、受注時にも納入仕様書と同じ項目を表示することとした。

[第8条、第13条]

・H26年に改正された景品表示法に係わる「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」によると、表示に必要な情報伝達は義務化されることであるが、畳業界としては正しい表示を推進するためには、業者間の情報伝達の方法についての規定は必要であるため、改めて消費者庁と相談することとした。

[第9条]

・消費者への責任対応については、規約から削除し、協議会会則に記載することとした。

[第10条]

- ・特定用語の使用基準に関しては、協議会としても継続して検討を進めつつ、消費者庁との相談を継続することとした。

[第21条]

- ・表示違反者に対しても、是正させて協議会内で規約により積極的に管理するという考え方もあるため、表示違反者の再加入の制限については協議会会則と併せて改めて検討することとした。

[豊規約認定の条件（H24 消費者庁）への回答（案）]

- ・H24年に消費者庁から提示された豊規約認定の条件に対しては、本連絡会でこれまで協議等してきたことを元に作成した回答案を、各幹事は確認のうえ修正等の意見がある場合は近日中に事務局に連絡することとした。

2 公正取引協議会の設立に向けた課題の整理について

- 公正取引協議会の設立に向け、「組織・事務局」「業務（事業）」「その他（協議会発足前・発足初期）」に関する各課題の確認を行った。主な事項は以下のとおり。
- ・主要な検討課題としては、役員の選出、会費の徴収、総会・理事会の開催費用、事務局の体制・費用、調査の体制・費用、公正マークの図案、会員相談窓口等があるとのこと。
- ・現在、役員の選出は各構成団体から計8名＋各地区から計8名という案となっているが、各幹事は役員の選出に関する構想を次回幹事会までに検討することとした。また、構成団体側の役員として工業豊表メーカーからも1名役員の選出を依頼してはどうかとの提案があった。

3 今後のスケジュール等について

- 産地(熊本)側から、来年1月から出荷証明書の試行を開始するとの報告があった。
- 規約に関する消費者庁との調整に関しては、下記の方法で進めることとした。
 - ・3委員長が窓口となり3委員長の判断で消費者庁に回答できる事項は3委員長が対応。
 - ・方針転換等の検討が必要な重要事項については幹事会を開催し対応。
 - ・その上で各委員会で検討すべき事項があれば、委員会を開催し検討。

以上